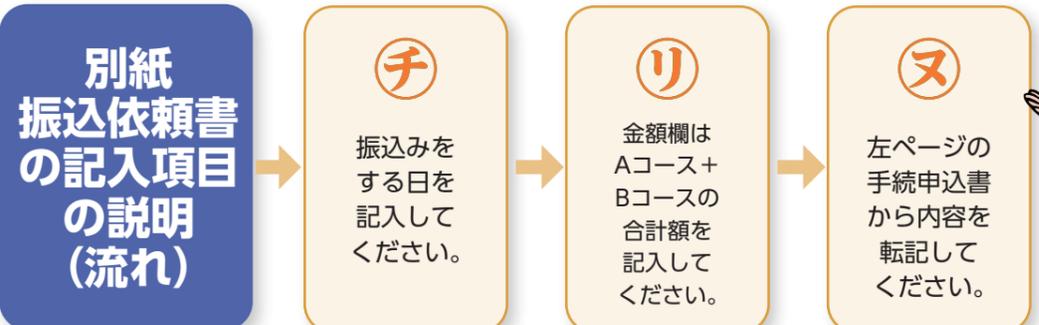
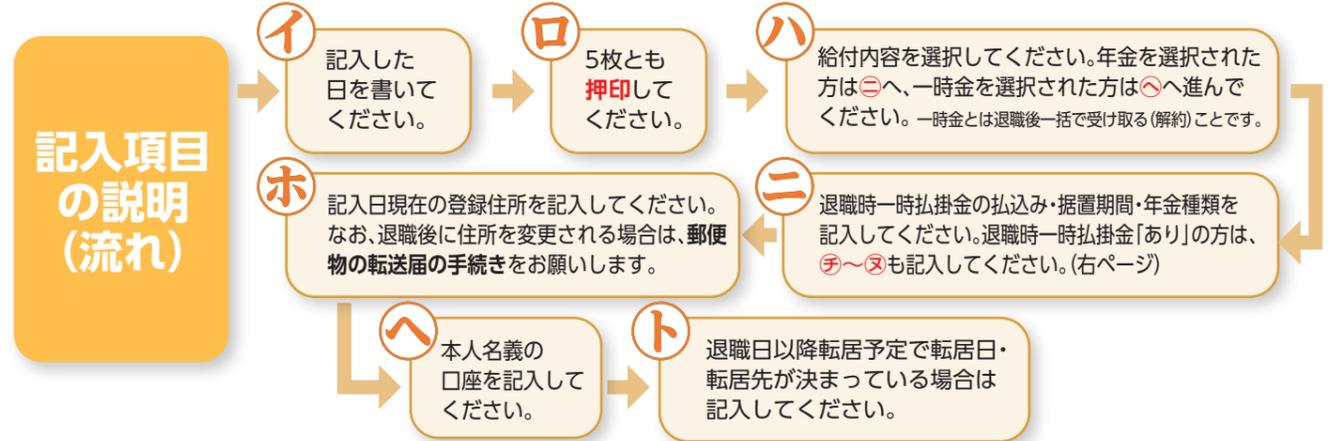


警生協年金「ゆとり」退職時手続申込書 記入要領

ご加入されている方は必ず提出してください。訂正する箇所を二重線で消し訂正印を押印してください(作成に際しては、楷書で丁寧にはっきり記入してください。)。ただし、退職後も引き続いて現在の職域において再任用職員等となり、警生協の組合員を継続することが明らかな場合で、かつ、警生協年金「ゆとり」の掛金を払い込むことを希望される方は、提出の際は、日本生命保険相互会社から配布される「退職時手続のご案内」等をご覧ください。



退職時一時払掛金の振込依頼書

退職時一時払掛金の払込みを希望された方は、この振込依頼書を使用してお振り込みください。

- 1 申込書に記入した払込金額を記入し、**支部へ提出せず各自で保管**してください。
 - 2 退職手当を受け取られた後、金融機関へ持参してお振り込みください。
 - 3 お振り込み後の振込依頼書は、領収書の代わりとして保管してください。
- ※ 警生協からは「ゆとり退職時一時払掛金入金のお知らせ」を「被保険者現住所」欄(ホ)に記入した住所宛に送付します。

警生協年金「ゆとり」退職時手続申込書

警生協年金「ゆとり」 [①警生協事務局控] ID 100901

事務局 受付番号 (和暦) 年 月 日 印

退職時手続申込書 記入日 令和 5年 2月 10日

警察職員生活協同組合(事務局) 御中

振出型企業年金保険契約の協定書に基づき給付金を請求します。また、本帳票ならびに添付書類に記載された個人情報の取扱いについて、表紙に記載の「個人情報の取扱いについて」を確認のうえ、同意します。

支 部 名 担 当 責 任 者

支 部 コー ド 99 職 員 番 号 (右つづめ) 12345678 年 生 年 月 日 年 退 職 年 月 日 (退 職 年 月 日) 令和 37 08 01 令和 05 03 31

加入者(被保険者) 氏 名 警 生 太 郎

加入者フリガナ ケイセイ タロウ

退職事由(退職事由) 定年退職 早期退職 中途退職 死亡退職

給付内容 年金 一時金

退職時一時払掛金の払込み なし あり

据置期間 05 年(据置後)

コース別年金種類 Aコース年金種類 Bコース年金種類

被保険者(受取人) 自書欄 (必ずご本人がご記入ください)

被保険者現住所 〒1028607 東京都千代田区三番町6-8 TEL (03) 1234-5678

金融機関名 東京 信用組合 廣徳 信用金庫 労働金庫 三番町

預金種目 普通(総合) 口座番号 1234567

口座名義人(カタカナ) (加入者氏名フリガナと同じ場合は記入不要です。)

キカイ処理を行いますので何も記入しないでください。

5/1より 千代田区三番町1-0

通帳に記載の記号5桁と番号8桁の数字をご記入ください。

通帳記号 1 0 貯金者名(カタカナ) 通帳番号(右つづめ) 1

日本生命保険相互会社

振込依頼書

振込依頼書 (警生協年金ゆとり掛金)

依頼日 令和 00年 00月 00日

振込先銀行 リソな銀行 東京公務部

振込先口座 普通預金 610309

金額 ￥7000000

振込人 警生太郎 東京都千代田区三番町6-8

振込依頼人 警生太郎 東京都千代田区三番町6-8

年金額の目安

希望する年金額を受給するためには、下表に示した年金原資を目安に退職時の一時払掛金で積み増しされることをお勧めします。現在の積立金額(残高)については、都道府県警察等(厚生担当課)の警生協支部担当者にお問合せください。

年金の種類別、年金月額1万円を受給するための必要原資額等

※ 年金月額10万円を受給するためには、この表の数値を10倍してください。

年金の種類	年金原資(A)	年金受取額(B)	B/A
10年確定年金	1,140,330円	1,200,000円	1.05倍
15年確定年金	1,659,530円	1,800,000円	1.08倍
20年確定年金	2,147,450円	2,400,000円	1.11倍
終身年金(15年保証期間付き) (年金支払開始年齢60歳の場合)	男性	2,461,640円	1,800,000円(15年支払保証額)
	女性	2,784,500円	1,800,000円(15年支払保証額)

- 1 左記表の額は、予定利率年1.25%で計算したものです。予定利率の変更に連動してこの額が変わる場合があります。
- 2 年金支払開始後に配当金が生じた場合は、配当金は年金額の増額(増加年金)に充てられます。

※ 積立金額(残高)は一時金として受け取るか、年金として受け取るかの選択ができます。ただし、Bコースの年金は、年金原資(退職時の一時払掛金を含めた積立金)を基に計算した年金月額が1万円未満の場合には、年金として受け取ることができず、一時金として受け取るようになります。